立野ダム問題、市長は技術委員会報告書も「読んでいない」

上野議員の質問に、流域最大の受益地の市長として、説明責任を果たす姿勢が全くありません

わずか154ページの技術委員会報告書を読んでいない

国が立野ダム建設に問題なしとし ている唯一の根拠資料が、昨年9月 に出された「立野ダム建設にかかる 技術委員会報告書」です。市長もこ れまで、この報告書を根拠として示 し、「立野ダム建設は技術的に十分可 能であるとの結論が示された」と説 明してきました。しかし、その内容 について質すと、市長は全く説明し ません。

しかし、説明できないはずです。市 長は、上野議員の質問に、会議録ま で入れてもわずか154ページの技術 委員会報告書を「読んでいない」と 答弁しました。全く無責任です。



公平で、客観的な検証とは言えない技術委員会報告書

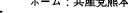
会議録では、航空レーザー測量図 による地震前後の地形的変化の比較 は「後でやる」、白川左岸の斜面崩壊 では、委員から「要注意ということ で、斜面対策等に留意していただき たい」との意見。流木等が詰まる問 題では、「流木をダムで貯めたいのは

わかるが、実際にどの程度できるか はっきりしていない」と指摘されて いました。さまざまな問題が未解決 なまま、審議はわずか3回・3週間 で、結論を急ぐものでした。しかも、 委員は関係者ばかりで、公平で客観 的な検証ができたか疑問です。

日本共産党 市議会だより

発行:日本共産党熊本市議団 上野みえこ なすまどか 山部洋史 NO. 1039 2017年3月19日号

メール: kumamsu@gamma.ocn.ne.jp







市長の「国の問題だから、説明は国」では、無責任

市長は、「立野ダムが必要」という 立場で発言しているので、「自身の発 言について市民への説明責任を果た すべき」と、上野議員は市長に質し ました。

しかし、市長は「国の問題だから、 説明は国がする」と、全く説明責任 を果たそうとしませんでした。

2008 年 9 月議会の冒頭で、当時 の田中信孝人吉市長は川辺川ダム問

題で、ダム建設が水質汚濁や自然環 境の悪化に影響を及ぼす懸念や、球 磨川下り等の観光への影響、絶滅危 **惧種・クマタカなど生態系の均衡が** 崩れるなど、さまざまな悪影響を与 えると、約30分にわたり意見を述 も、自身の意見をきちんと述べられ る田中前人吉市長と、大西熊本市長

べられていました。国事業であって の姿勢は、全く対照的です。

口き届いていない実態が明らかになり、本来なされるべき支援制度が様々な理 災者が多くいる住家や宅地のに



滞る被災者支援の改善を

能太市山中区毛町太町1-1謹全埔

「世界遺産」に匹敵するような価値花畑町別館の解体はやめて、保存を

世界遺産登録に関わる「日本イコモス国内委員会」が保存要望

日本イコモス国内委員会が、花畑 町別館に関して2度の要望書を熊 本市に提出しています。

その中では、花畑町別館が①日本の歴史を物語る貴重な近代建築であること、②ドコモモジャパンの選定建築になっていること、③環境に配慮した事務空間は現代にも十分に利用できること、④日本を代表する建築家・山田守の設計であるなどの多様な価値から日本の近代建築史上欠くことのできない、世界にも誇れる貴重な文化遺産と評価しています。

花畑町別館は、東京中央郵便局・ 大阪中央郵便局と同時代同価値の 建築で、東京中央郵便局には文化庁 が「重要文化財の価値がある」と国 会答弁しています。

「ドコモモジャパン」選定建物

モダン・ムーブメント建築の記録調査・保存の国際組織・ドコモモ日本支部「ドコモモジャパン」は、2016年6月に、花畑町別館を「ドコモモジャパン」選定建物としました。



世界的には同じ機能主義デザインのバウハウス (ドイツ) が1996 年に、ファンネル工場 (オランダ)が2014年に世界遺産登録されています。

【「イコモス」とは】

イコモスは、世界遺産委員会の諮問機関として、ユネスコ世界遺産センターの依頼により、世界文化遺産に推薦された資産の現地調査・価値評価・保存管理状況等の調査結果を取りまとめ、世界遺産委員会に勧告する任務を持っています。

<u>なぜ解体を急ぐのか?</u>

解体後のことは決まっていません。 世界遺産は、候補でも注目され、自 治体は登録へ必死に動きます。熊本市 はイコモスの高い評価と存続要望を 退け、なぜ壊すのか。上野議員は、保 存活用を強く要望しました。

産業文化会館解体と花畑広場のムダ遣いを正す住民訴訟 熊本地裁 住民の主張退ける「不当判決」

3年にわたってたたかわれてきた産 文会館裁判=不当な公金支出ストップ!産業文化会館解体・不要な花畑広 場のムダづかいをただす住民訴訟が、 3月8日判決を迎えました。

熊本地方裁判所は、住民の主張を退ける「不当判決」を下しました。



裁量権の範囲すら不明確な行政追従型判決

判決は、「老朽化による改修 経費に多くを要することや外 部監査からの指摘もあり、産文 会館を解体した市長の行為は、 裁量権の範囲である」「花畑広 場の整備に関する2棟の民間 ビルの買収についても、景観・ 経費などの観点から、裁量権の 範囲である」など、市側の言い 分に追従する判決が下されま した。

竹内重年弁護士は、今回の判決について「行政追従型判決。 行政の裁量を広く認めすぎており、裁量権の限界の範囲すら明確にされていない」と指摘。原告からも、「産業と文化の振興を目的に建てられた産文会館を、赤字だからつぶしてやむなしという考えに立った判決はあまりにも情けないものだ」との意見が述べられました。

原告団 福岡高裁への控訴の方針

弁護団・原告団は、判決を不当とし、福岡高等裁判所への控訴も 含め、今後も取り組みを進めていく方針です。